

令和 8 年度

勝浦町簡易水道西岡地区及び山田区域旧施設解体工事

仕様書

令和 8 年 8 月

勝浦町役場上下水道課

第1章 総則

本仕様書は、勝浦町上下水道課（以下「勝浦町」という。）が発注する旧西岡配水池解体工事（以下「本工事」という。）に適用する。

1. **工事名称** 勝浦町簡易水道西岡地区及び山田区域旧施設解体工事

2. **工事場所** 徳島県勝浦郡勝浦町沼江西岡地内

3. **工事期間** 契約締結日の翌日から令和9年3月21日まで

4. 施設概要

①旧西岡配水池

- 1) 施設名称 旧西岡配水池
- 2) 敷地面積 29.2m^2
- 3) 使用終了 令和8年3月末
- 4) 構造 鉄筋コンクリート造
- 5) 容量 52.5m^3
- 6) その他付帯設備等 薬品倉庫、計装機器類

②旧西岡受水槽

- 1) 施設名称 旧西岡受水槽
- 2) 敷地面積 0.7m^2
- 3) 使用終了 令和8年3月末
- 4) 構造 鉄筋コンクリート造
- 5) 容量 0.5m^3

③旧西岡送配水管路

- 1) 材質 VP PE
- 2) 延長 649.2m (PE40 28.2m PE20 60.5m PE30 74.5m VP 75 480.0m)
- 3) 使用終了 令和8年3月末

5. 一般共通事項

1) 適用範囲

本工事は、請負契約書、本仕様書、関係法令等に基づき施工すること。本仕様書及び添付図面は、工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、工事の目的及び施工上当然必要と思われるものについては、勝浦町の指示に従い、受注者の負担と責任において達成しなければならない。

2) 施工中の安全確保及び環境保全

工事の施工にあたっては、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努め事故等が発生しないよう十分注意すること。また、作業者の健康、安全管理及び作業環境保全に努めること。

3) 許認可申請等

全体作業計画書等、関係官庁への許認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きは受注者の経費負担により速やかに行い勝浦町に報告すること。また、工事範

困において勝浦町が関係官庁への許可申請、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力すること。

4) 疑義

受注者は発注仕様書又は工事施工中に疑義が生じた場合は、書面にて勝浦町と協議し、その指示に従い、遺漏のないよう工事を行うものとする。

5) 工事時間

工事時間は、原則として日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。なお、夜間・休日等で中断が困難な作業、重機の搬出入等でやむを得ない作業は、事前に勝浦町の承諾を得て作業することができる。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

6) 報告・検査

(1) 施工の立会い検査等 あらかじめ勝浦町の立会いが指定された工事内容の区切り段階には、現場代理人は適切な時期に勝浦町に対して立会い検査請求を行うものとし、立会い日時については、勝浦町の指示を受けるものとする。また、地権者等関係者の立会いが必要な場合、受注者は書類作成等について協力すること。

(2) 検査報告書等の提出受注者は、本工事着手前から終了までの法令で定められた記録・報告書の他、勝浦町と協議により定められた計画書、調査報告書等の図書を整理して提出すること。

7) 騒音・振動対策

本工事は関係法令に基づき、発生する騒音・振動の規制基準を満たす対策を講ずるとともに工事に使用する建設機械は低騒音型機械を使用すること。

8) 災害防止

工事中は、異常沈下、法面の滑動その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置を行うこと。

9) 契約不適合責任 本工事起因の地盤沈下、撤去未済物、汚染等により、不都合が生じた場合は、全て受注者の負担にて、これを改善しなければならない。

10) 秘密の保持

受注者は、本工事を行うことにより知り得た事項、情報を勝浦町の許可なしに他の調査等に使用又は公表してはならない。

11) 工事工程表の作成

受注者は契約後、工事工程表を作成し、勝浦町の承諾を受けること。

12) 技術管理

受注者は、工種ごとに工事進捗上十分な員数の労務者を計画的に配置し秩序正しい作業をさせ、熟練を要する工種の施工については、相当の経験を有する者に作業をさせること。

第2章 工事概要

1. 解体・整備に関する性能発注について

仕様書に示す要求事項は、勝浦町が要求する機能及び性能を規定するものである。よって、解体工事の具体的な工法、設計内容について、仕様書に記載のない限り、受注者がその提案を行うものとする。仕様書に記載のある事項については、これを遵守して提案を行うこと。

2. 工事範囲

解体工事 1 式

第3章 提出図書類

1) 施工承諾図書（工事前に承認を得るもの）

- (1) 全体施工計画書
- (2) 各工種の施工計画書
- (3) 実施工程表
- (4) 廃棄物処理・処分計画書
- (5) 下請承認願書
- (6) 請負代金内訳書
- (7) 内訳明細書
- (8) 建設業退職金共済組合掛金収納書等
- (9) その他勝浦町が必要と認めるもの

※上記施工承諾図書は、勝浦町が承諾後に着工となる。

2) 各種報告書

- (1) 工事報告書（工事進度、廃棄物搬出状況、工事状況写真、週間工程表、その他）
- (2) アスベスト事前調査報告書
- (3) アスベスト除去工事完了報告書（必要に応じて）
- (4) 工事日報、月報
- (5) 産業廃棄物処理委託契約書及びマニフェストの写し
- (6) 打合議事録・協議書
- (7) 工事進捗状況書
- (8) 各種検査願（中間検査、出来高検査、竣工検査等）
- (9) その他勝浦町が必要と認めるもの

3) 竣工図書（工事完了に際して提出する図書）

- (1) 各種工事施工計画書（変更届含む）
- (2) 各種工事実施報告書（調査、解体、数量調書、発生材処理・処分等）
- (3) 工事写真（着工前、工事中、完了後）
- (4) 残置物記録書
- (5) 竣工図（A1 版、縮小 A3 版、PDF データ）

(6) その他必要な図書等

4) 工事関係書類様式集

徳島県様式による。

第4章 関係法令等

本工事の施工にあたっては、下記の関係法令等を遵守すること。

- 1) 環境基本法
- 2) 大気汚染防止法
- 3) 悪臭防止法
- 4) 騒音規制法
- 5) 振動規制法
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 8) 労働安全衛生法
- 9) 建築基準法
- 10) 消防法
- 11) 建設業法
- 12) 建設廃棄物処理ガイドライン
- 13) 建設副産物適正処理推進要綱
- 15) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 16) その他関係法令・通達及び規格

第5章 解体工事

本工事は、設備解体を行うものであり、内容は以下のとおりである。解体における発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）により、適切に処分すること。

1. 仮設工事（解体）

- 1) 工事に必要となる解体対象施設及び現場周辺の調査を行うこと。
- 2) 工事用ユーティリティ費用については、すべて受注者の負担とすること。
- 3) 現場事務所、作業員詰所及び機材置場などについては、監督職員と協議し、敷地状況、工事条件などを十分に把握し適切な位置に設置すること。
- 4) 工事車両の通行における安全管理のため、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

2. 解体工事

- 1) 解体廃棄物は、廃棄物処理法に基づき分別し、適切に処分すること。
- 2) 止水栓、薬品タンク等は撤去処分すること。
- 3) 火災防止のため、原則としてガス切断は行わないものとする。やむを得ず使用する場合は、

勝浦町の承諾を得たうえで、消火器等を設置し行うこと。

- 4) 水槽の山側はできるかぎり埋め戻し土により水槽の高さまで盛土し、平坦な状態にすること。

3. 既設管撤去工事

- 1) 現地状況を調査し、既存地形に近い形に復元すること。
- 2) 合成樹脂管を撤去すること。

4. 発生材仮置場及び保管方法

発生材は、廃棄物処理法の規定に基づき適正に運搬・処分すること。処分まで場内に一時保管する場合は関係法令に基づき適正に保管すること。

5. 発生材処分

1) 発生材の処分方法

- (1) 解体に伴い発生した建築副産物は、種類に応じて分別し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、その他関係法令に従い、可能な限り再利用・再生利用・再資源化に努めるものとする。
- (2) 建設副産物処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により勝浦町の確認を受けること。
- (3) 建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者（受注者）は、処分業者と建設副産物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書を勝浦町に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (4) 収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別途、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。
- (5) 有価物の処分については、建設副産物処理調書、受入伝票、処分量がわかる領収書等を提示し、勝浦町に確認を受けること。
- (6) 建設廃棄物については、建設廃棄物処理マニフェストの写しを勝浦町へ提出すること。電子マニフェストシステムを利用した場合は、勝浦町の指示によること。

6. アスベスト事前調査

- 1) アスベストの事前調査を実施し、調査結果を勝浦町に報告すること。また、調査結果を作業従事者等本工事の関係者に説明し、内容を記載した書面を配付するとともに、作業場の見やすい場所に表示すること。
- 2) 分析調査を行う場合は、別途協議する。

7. 解体工事表示板の設置

- 1) 勝浦町が指定する位置に1箇所設置する。
- 2) 表示時期は、解体着工時から解体終了時までとする。

第6章 その他

1. 住民対応

- 1) 苦情等に対する説明

本工事に係るものは、受注者が対応し、説明等により苦情の解消を講じ、勝浦町へ報告すること。

2) 情報提供

受注者は、本工事に際し、掲示板等を用いて工事状況を掲示し、地元周辺住民の信頼と理解、協力を得られるように情報提供に努めること。また、勝浦町が行う情報提供や住民説明会を開催する場合はこれに協力すること。

2. 事前・事後調査

本施設敷地の現況調査（事前、事後）を行うこと。また、事後調査の結果、影響が生じた場合は、速やかに受注者の負担において現況復旧すること。

3. 進入路の管理

工事関係車両等による工事現場周辺道路汚損防止に努め、汚損箇所は遅滞なく、補修清掃を行うこと。

4. 工事による汚損、破損

本工事範囲外の部分を汚損した場合は、受注者の責任において速やかに原形に復旧すること。

5. 災害、公害等の発生時の処置

工事期間中、災害、又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその原因、経過、被害の状況等について口頭及び文書で勝浦町に報告すること。

6. 保険の加入

受注者は、第三者に対する事故等に対して、自己の負担にて保険に付し、その写しを勝浦町に提出すること。

7. 施工機械の選定

解体等に使用する建設機械は、低騒音型のものとし、その他使用する機械器具は、騒音、振動及び塵埃等の発生が少なく安全性の高いものを選定し、周辺に対する影響のないよう努めること。